

最低賃金と中小工業

美濃口 時次郎

一
歐米の先進諸國ではすでに數十年以前から實施されている最低賃金制度の實施がようやく今日になつてわが國でも論議されるようになって以來、この最低賃金支拂の可能性について常に大工業のそれに較べて一般に中小工業の賃金のより低いことが問題になつてゐるが、この中小工業が最低賃金を支拂い得るかどうかの問題を明かにするには、まずそれに先き立つた中小工業の賃金が大工業のそれよりも一般にどの國でもより低いのは何故であるかを説明しなくてはならない。

中小工業と大工業とを比較すると、一般に中小工業の賃金が大工業のそれよりもより低いと同時に、また中小工業の附加價值生産性が大工業のそれよりもより低いこ

とが見出される。たとえば昭和二十九年の「工業統計表」によつて見ると、從業者一人あたりの年間賃金支拂額が從業者數一、〇〇〇人以上の工場で二五萬三千圓であるのに對して、五〇〇―九九九人の工場では二一萬九千圓、三〇〇―四九九人の工場では一九萬八千圓、二〇〇―二九九人の工場では一五萬九千圓、一〇〇―一九九人の工場では一五萬九千圓、五〇―九九九人の工場では一四萬圓、三〇―四九九人の工場では一二萬五千圓、二〇―二九九人の工場では一一萬七千圓、一〇―一九九人の工場では一〇萬四千圓、四―九九人の工場では八萬五千圓になつてゐる。四―九九人の工場の賃金が支拂高が一、〇〇〇人以上の工場のその三分の一にすぎないことになつてゐる。またこれに對應して從業者一人あたりの年間附加價值額が一、〇〇〇人以上の工場で六五萬一千圓であるの

(1) 最低賃金と中小工業

に對して、五〇〇—九九九人の工場では六〇萬二千圓、三〇〇—四九九人の工場では六〇萬圓、二〇〇—二九九人の工場では五一萬六千圓、一〇〇—一九九人の工場では四四萬五千圓、五〇—九九九人の工場では三五萬二千圓、三〇—四九九人の工場では二九萬三千圓、二〇—二九九人の工場では二五萬四千圓、一〇—一九九人の工場では二二萬四千圓、四—九九人の工場では一八萬四千圓になつていて、四—九九人の工場の附加價值生産性が賃金の場合と同様に一、〇〇〇人以上の工場のそのほば三分の一になつてゐる。

そこで問題になることはこのように中小工業の附加價值生産性が大工業のそれよりも、低いのに對應して、中小工業の賃金が大工業のそれよりも、低いのは何故かであるか、これは中小工業が大工業との競争においてその存立を維持していることができるようにしている諸條件のために、一面において中小工業の生産性が大工業のそれよりも、低いものにならざるを得ないことになる結果、中小工業が大工業と同一の高い賃金を支拂う能力を持っていないと同時に、また他の一面において同一の事情のために中小工業が大工業と同一の高い賃金を

支拂つて同一の高い質の勞働力を得る必要がないことになることにもとづいていふことが出来る。

中小工業が大工業との競争においてその存立を維持することができてゐるのは、一面においてその製品の需要が大量齊一で安定してゐて長期にわたるものでない中小工場で生産することが大工業で生産するよりも却つてより有利であるとともに、また他の一面において同時にその製品の需要が大量齊一で安定してゐて長期にわたるものである場合にも、大工業と同様にまたはより有利に中小工業で生産することのできる場合があるためである。

大經營の利益と一般によばれてゐるものは大量生産によつて勞働生産性を高くして生産費を安くする利益であるが、この大量生産の利益を實現するためには、まず第一に、その製品の需要が大量齊一でなくてはならない。というのはその需要が大量でない大量生産を行うことができないことは言うまでもないが、さらに大量であるてもその需要が齊一でなくて種々雑多のものから成つてゐる場合には、それらの雑多な種類の個々のものについて見ると需要が實際には大量ではないことになるので、

(3) 最低賃金と中小工業

大量生産の利益ではなくて却ってその不利益が實現されることになるからである。中小工業が大工業と競争においてその存立を維持してきた一つの原因がここにある。

たとえば綿工業について見ると、今次大戦前のわが國の綿布は輸出だけですでに二十七億平方ヤールに達していただけではなくて、その上に國內の需要がきわめて大きかったので、綿布の需要の大きさから見ると明かに大量生産の利益が充分に實現されて大工業で生産するのが有利であったように思われるが、ところが事實は必ずしもそうではなかった。綿糸はそれが大量齊一であるために勿論すべて大工業で生産されていた。また綿布の中にも粗布、金巾などのように一般に生地綿布とよばれているものはその需要が大量齊一であるので、實際にそれらのものすべてが紡織兼營の大工場で製織されていた。ところが大阪府下の泉南地帯、兵庫縣の播州地帯、靜岡縣の濱松地帯などに集中している中小の製織工場ではこのような大量齊一な粗布、金巾も織っていない。これらの地帯に集中している中小の綿布製織工場で製織していたのはサロン、綿縮、綿繻子、ポプリン、綾三縞などの

ような一般に加工綿布とよばれていたものであった。これらの加工綿布はその生産量がきわめて大きかつたにも拘わらずその色または柄などについて見るとその需要が雜多で、一種の色または柄などについて見るとその需要單位が小さかつたので、大工業で製織しても大量生産の利益を實現することができなかった。

またこれと同じことは羊毛工業についても言うことができる。この工業でも綿工業の場合と同様に大量齊一の紡糸がすべて大工業で生産されると同時に、毛織物の中でもモスリン、サージなどのようなその需要が大量齊一であるものはそのほとんどすべてが大工業に集中されて生産されているのに對して、主として洋服地、着尺セルなどのような織方、色、柄などについて需要が雜多であるために大量生産の利益を實現し得ないものは、すべてたとえば愛知縣の一の宮地帯に集中している多數の中小の製織工場に集中して生産されている。その上にこの地帯の中に在る工場の中でも大規模のものになると、その需要が大量齊一であるために大量生産に適しているサージを製織している。

そこでその製品の需要が大量であっても齊一でない場

合には、大工業で生産してもそれによって大量生産の利益を實現することができないので、その限りにおいて中小工業が大工業との競争においてその存立を維持していることができることになるが、しかし中小工業で生産することが大工業で生産するよりもより有利である場合は、これだけではない。たとえその製品の需要が大量齊一であってもその需要が變動するもので安定してない場合にも、同様に大工業でそれを生産してもそれによって大量生産の利益を實現されることにはならない。というのは大量生産の利益を實現するためには機械、設備、装置などをより、大きい程度使用しなくてはならないが、これらのものの使用にもとづく費用は生産量の増減に拘らず一定していて、需要がそれらのものの生産能力よりも下に減少した場合にもそれに應じて減ずることができないために、需要が減少した場合には生産物一單位あたりの生産費が高くなって大經營の利益を實現することができないことになるからで、このような場合にはかかるビュッヒアーのいわゆる「固定費」のより、少し中小工業で生産する方が却ってより有利であることになるわけである。

なお最後にその製品や需要が大量齊一で安定していても、その需要が短期のもので長期にわたるものではない場合にも同様にまた大工業で生産してもそれによって大量生産の利益が實現されることにはならない、というのは大量生産の利益を實現するためにはただ耐久度の一般に高い機械、設備、装置などをより、大きい程度使用しなくてはならないだけではなくて、またその上にそれらのものがより、高度に専門化してはならないために他の製品の生産に轉換することがより、困難であるからである。その製品の需要が大量齊一であるその上に安定していてもそれが短期のものである場合には、それらの耐久度の高い機械、設備、装置などの耐用年數を経ない間にそれらのものが使用し得なくなるが、これは明かに資本の浪費である。またそれを償うためにその償却費を多くすればそれだけ生産費が高くなって、大經營の利益ではなくて却って不利益が實現されることになるからである。

勿論この場合にもそれらの機械、設備、装置などを他の用途に轉用することができる場合には、資本の浪費も償却費の増加にもとづく生産費の増大も必ずしもそれに

(5) 最低賃金と中小工業

よって生ずることになるとは限っていない。けれどもこのことはそれらのものが如何なる程度に多能的になつてゐるかに依存している。そこで大工業が大量生産の利益を實現するためにその經營の組織がより細密になつてゐるほど、またそれらの機械、設備、装置などがより高度に専門化されてゐるほど、さらにいわゆる配置が現在の生産によりよく適合してゐるほど、それらのための轉用にはそれだけより大きい困難とそれだけより多くの費用とが伴ふことになるので、この意味においても大工業の利益の實現には大きい限界があるのであつて、ここにもまた中小工業が大工業との競争においてその存立を維持してゐる根據がある。

中小工業の生産性が大工業のそれよりも一般により低いことはこのことにもとづいてゐると言うことができ。といふのはこの場合にはその製品の需要が大量齊一でないかまたは安定してゐないかもしくは長期にわたるものでないために、中小工業はその需要が大量齊一で安定してゐる長期にわたる製品を生産してゐる大工業と同一の程度には大量生産の利益を實現して生産性を高くすることができないからである。

けれども中小工業は必ずしも常にこのようにその製品の需要が大量齊一でないかまたは安定してゐないかもしくは長期のものでないために大量生産の利益を實現し得ない場合だけにその存立を維持してゐるとは限っていない。社會の分業を行うことによつて「大工業の利益」とよばれてゐる「大量生産の利益」は中小工業でも實現し得ることがあるからである。たとえば大阪府下の堺市に集中してゐる中小の自轉車工業について見ると、大工業では一工場の中で生産されてゐるハンドル、フレーム、フリーホイール、サドル、ハブ、ギア、リムなどの數十種の部分品の各々を専門的に生産してゐる中小工業から成つていて、たとえばその中のスポーク工業ではスポークだけを生産することを目的にして製作された自動単能機械が使用されてゐる。そのために大工業で生産する場合よりも生産費が著しく低くなつてゐる。またこれと同じことは最近のわが國の中小のミシン工業についても見られる。ここでもまたミシンの規格統一が行われた結果、ミシンの部分品の各々が別々の中小工業によつて専門的に生産されるとともに、それらの部分品を買い集めて組立てる同じく中小の組立工業が發達して生産費が安

くなったために、それらの部分品のすべてを自己の經營の内部で生産している大工業がこれらの中小工業によって脅威されているほどである。

そこで中小工業の生産性は必ずしも常に大工業のそれよりもより低いとは限っていないので、中小工業の生産性が大工業のそれよりもより低いとすれば、それは需要が大量齊一でないかまたは安定していないかもしくは長期のものでないために大量生産の利益を實現して生産性を高めることのできない製品を生産しているためであると言わざるを得ない。その需要が大量齊一で安定していて長期のものである場合には、前記の自轉車工業、ミシン工業の例が示しているように、社會分業を行うことによって中小工業でも大量生産の利益を充分に實現して大工業のそれと同様のまたはそれを超えた生産性を得ることができると示したように今日のわが國で中小工業の生産性が平均において大工業のそれよりもより低いのは、すくなくともこれまでのわが國ではこのように社會分業によって中小工業が大量生産の利益を充分に實現している場合が少いたためであると思われる。

二

最初に示したように中小工業の賃金が平均において大工業のそれよりもより低いのは、一つには、このように主としてその製品の需要が大量齊一でないかまたは安定していないかもしくは長期のものでないために大量生産の利益を實現することができない場合に大工業との競争においてその存立を維持している結果、中小工業の生産性が前に述べたように大工業のそれよりも、一般により低いために大工業のそれと同一の高さの賃金を支拂う能力のないことにもとづいていけると言うことができる。しかしこれだけでは中小工業の賃金が大工業のそれよりもより低いことを説明することができない。というのは労働市場で完全に自由競争が行われているとすれば、大工業のそれと同一の高さの賃金を支拂う能力のない中小工業は必要な労働力を得ることができないために、その存立を維持していることができないことになると思われるからである。またこの問題を解決するため一般に説かれているように、わが國が人口過剰であるために労働者のすべてが賃金のより高い大工業に就業す

(7) 最低賃金と中小工業

るということができないう結果、餘儀なく賃金のより低い中小工業に就業することになるためであると説明することによつても、中小工業の賃金が大工業のそれよりも何故により低いかを説明することができない。というのはかかる賃金の較差はただわが國の中小工業と大工業との間に見られるだけではなくて、歐米諸國の中小工業と大工業との間にも見出されるだけではなくて、このように人口が過剰であるために中小工業がより低い賃金で必要な労働力を得ることができるとすれば、それでは大工業が何故に中小工業と同様により低い賃金で労働力を得ないのであるか、言葉を換えて言えば何故に中小工業よりもより高い賃金を支拂うのであるかを理解することができないからで、中小工業の賃金が大工業のそれよりもより低いのは、中小工業が大工業との競争においてその存立を維持しているための前記の諸條件から見て高い賃金の労働者を必要とすることが大工業の場合よりもより少ないために、中小工業の労働者の賃が大工業のそれよりも一般により低いことにもとづいて見なくてはならない。

現代の機械または装置による生産の場合に手工業の場

合のような個人の手工の熟練が必ずしも必要でないことはとくに詳説するまでもない。けれども機械または装置によつて生産する場合にはその労働者がただその機械または装置の操作に習熟するだけではなくて、また一般の教養が高いと同時に紀律のある者でなくてはならない。というのはすでに指摘したように、その製品の需要が大量齊一でないかまたは安定していないかもしくは長期のものでないために、機械、装置その他の生産設備が充分に使用されない場合に、大工業の利益ではなくて不利益が實現されることになるのと同様に、労働者が充分に習熟していないかまたは一般の教養が足りないかもしくは不紀律である場合にも、同様に大工業の利益ではなくて不利益が實現されることになるからである。大工業が一般に中小工業よりもより高い賃金を支拂つてもより高い賃金の労働者を得ることに努めるのはこのためである。たとえば、綿工業について見ると、大工業では中小工業よりもより高い賃金を支拂つているだけではなくて、またその上に寄宿舎、教養施設、娛樂施設、醫療施設などの福利施設を設けているのに對して、中小工業ではより低い賃金を支拂つているだけではなくて、またその上

にそれらの寄宿舎その他の福利施設がほとんど行われていないが、このことは大量齊一の綿布で織っているために一人の女子労働者が六〇臺の自動織機を受持っているのに對して、中小工業では大量齊一でない綿布を織っているために一人の女子労働者が普通の力織機を精々二臺または三臺しか受持っていないことにもとづいていると言ふことができる。大工業では一人の女子労働者が自動織機を六〇臺も受持っている、一人の女子労働者が休むと六〇臺の自動織機が遊休することになって、それにもとづいて生ずる損害が普通の力織機を二臺または三臺だけしか受持っていない中小工業の一人の女子労働者が休んだ場合に生ずるその實に二〇倍または三〇倍にも達することになる。そこで大工業ではその女子労働者の出勤率を出来る限り高くしてかかる大きい損害の發生を防止するために、まず遠地募集を行つてその女子労働者がしばしば生家に歸つて幾日も休むようなことを防止するとともに、また娯樂または勉強などのために外出することを防止することを目的にした娯樂教養施設を設けているが、中小工業では女子労働者の缺勤による損害がこれよりもはるかにより、少いために、ただかかる福利施

設を行っていないだけではなくてまたそれらの女子労働者を近隣から得ているので、女子労働者がしばしば幾日も缺勤するだけではない、甚だしい場合には子供を工場に連れて来てそこで授乳したり晝食の支度をするために家に歸つたりするような場合さえある。

しかし大工業が中小工業よりもより、高い賃金を支拂つてより、高い質の労働者を求めるのは、ただこのように労働者の出勤率を出来る限り高くして機械、裝置などの生産設備の使用率を出来る限り高くするためだけではない。またそれらのものをより、能率的に操作することができるとするためには教育程度のより、高い労働者が必要であるためでもある。たとえばかつて私が見た天津の一紡績工場はわが國の代表的の大紡績會社が經營していたもので、その工場の設備はその當時にわが國で經營していたのもっとも優れた工場のそれよりもより、進歩したより、新式のものであった。ところがそれにも拘らずこの天津の工場では従業女子労働者の數がわが國のそれよりも著しくより、多くて、その會社がわが國で經營していた前記のもっとも優れた工場では五萬錘の紡錘と一千臺の自動織機とで女子労働者が一千人であつたのに對して、一

(9) 最低賃金と中小工業

○萬鍾の紡錘と二千臺の自動織機とで女子労働者が六千人になつていて、同一の数の機械を操作するのに實にわが國のその三倍の女子労働者を要していることを示しているが、これは明かに中國の女子労働者がすべて學校教育をまったく受けていなかったのに對して、わが國の紡績工場の女子労働者のほとんどすべてが八年以上の學校教育を受けていたことの結果で、八年以上の學校教育を受けた労働者が學校教育をまったく受けなかつた労働者の實に三倍の能率を以て機械を操作することができるところを示している。大工業が中小工業よりもより高い賃金を支拂つてより、高い質の労働者を得ることに努める理由の一つがここにもある。

けれども大工業が中小工業よりもより高い賃金を支拂つてより、高い質の労働者を求めるもつとも重要な動機は、言うまでもなくより、高い技能を要する作業をもつとも能率的に行い得るようになるために一般の教養と併せて技能のより、高い労働者を得ることである。

右に擧げた綿工業の場合には他の紡織工業の場合と同様に作業の性質上、高度の技能を必要としていない。一般の教養さえあれば精々二箇月または三箇月で充分に作

業に習熟することになるので、これらの産業では大工業でも中小工業でも同様に年齢の若い未婚の女子労働者だけが働いているだけではない。學校教育の程度も一般に餘り高くない。また作業に習熟するために長い期間を要しないために就業年數も一般にきわめて短くて精々二年または三年にすぎないことになっている。そこでこれらの産業でより、高い賃金を支拂つてより、高い質の労働者を大工業が求める動機は、ただ出勤率と一般の教養とのより、高い労働者を得ることだけによつて機械、裝置などの生産設備を出来る限り能率的に使用することである。

ところがこれに對して第一次金屬工業、輸送用機器製造工業、機械製造業、化學工業、石油石炭製品製造業、硝子土石製品製造業などの一般に重化學工業とよばれている産業では事情がこれとは著しく異つてゐる。これらの産業では機械、裝置などの生産設備を能率的に操作するためにはただ出勤率が高くて一般の教養があるだけでは充分ではない。それと併せて高度の技能が必要であるので、これらの産業では紡織工業の場合のような年齢の若い未婚の女子労働者ではなくて、青壯年の男子労働者が主として働いているだけではなくて、教育の程度も平

均において紡織工業などの軽工業の場合よりも、高い。また紡織工業などの場合と異って就業年数が平均において著しく、長いことになっている。そこでこれらの産業で大工業がより、高い賃金を支拂ってより、高い賃金の労働者を求める動機は、ただ出勤率と一般の教育水準とのより、高い労働者を得ることによって機械、装置などの生産設備の使用率を高くすることだけではない。またそれとともに就業年数を長くして労働者の技能を高くすることによってこれらの生産設備の使用効率を高くすることにある。これらの産業の賃金が紡績工業その他の一般に軽工業とよばれているものそれよりも一般に、高いのは明かにこのためであると言ふことができる。

昭和二十九年四月の労働省の「個人別賃金調査」の結果報告によると、衣服身廻品製造業の賃金が七、二三二圓、紡織工業のそれが九、〇四七圓であるのに對して木材木製品製造業のそれが九、四六六圓、家具裝備品製造業のそれが一〇、八二六圓、食料品製造業のそれが一〇、八五四圓、ゴム製品製造業のそれが一一、九〇四圓、皮革製品製造業のそれが一二、二四四圓、硝子土石製品製造業のそれが一三、九六八圓、金屬製品製造業のそれ

が一三、四一三圓、醫療機械・理化學機械・寫真機・光學機械器具・時計の製造業のそれが一四、六九六圓、機械製造業のそれが一五、二六六圓、電氣機械器具製造業のそれが一五、五四八圓、化學工業のそれが一五、七九〇圓、製紙業のそれが一六、一五五圓、石油石炭製品製造業のそれが一七、一三八圓、輸送用機械器具製造業のそれが一九、一五九圓、第一次金屬製造業のそれが一九、四一八圓になつていて、第一次金屬製造業、輸送用機械器具製造業、石油石炭製品製造業、化學工業、電氣機械器具製造業、機械製造業、醫療機械・理化學機械・寫真機・光學機械器具・時計製造業、金屬製品製造業、硝子土石製品製造業などの一般に重化學工業とよばれている産業の賃金が衣服身廻品製造業、紡織業、食料品製造業、木材木製品製造業、家具裝備品製造業などの一般に軽工業とよばれている産業のそれよりも一般に、高いことを示している。

そこで、中小工業の賃金が大工業のそれよりも一般に、より低いとは言つても、これは同一の種類の種類の内部分についてだけ言い得ること、産業の種類が異ると中小工業の賃金が大工業のそれよりも、より低いとは必ずしも

(11) 最低賃金と中小工業

言うことができないことになる。同じく昭和二十九年四月の労働省の「個人別賃金調査」の結果報告によると、紡織工業では一、〇〇〇人以上の大企業の賃金が一〇、六四〇圓、五〇〇—九九九人の企業のそれが九、二〇九圓、衣服身廻品製造業では一、〇〇〇人以上の企業の賃金が一〇、二三〇圓、五〇〇—九九九人の企業のそれが七、七一四圓であるのに對して、一〇—二九人の小企業の賃金が化學工業では一〇、九五七圓、石油石炭製品製造業では九、六五八圓、ゴム製品製造業では一〇、三五六圓、皮革皮革製品製造業では一〇、一三八圓、硝子土石製品製造業では八九四二圓、第一次金屬製造業では一二、七八六圓、金屬製品製造業では一〇、八七七圓、機械製造業では一一、八一〇圓、電氣機械器具製造業では一〇、九四六圓、輸送用機械器具製造業では一二、一三七圓、醫療機械・理化學機械・寫真機・光學機械器具・時計の製造業では一〇、七七〇圓になっていて、これらの産業の中小企業というよりはむしろ小企業の賃金が紡織業、衣服身廻品製造業の大企業の賃金よりも却って、より高いかまたはすくなくともそれとほぼ同じ高さであることを示している。

そこで以上に述べたことを要約すると、最初に指摘したように中小工業の賃金が大工業のそれよりも平均においてより低いのは、すでに擧げた中小工業の存立條件から見て明かなように、中小工業で生産している製品のすくなくとも大きい部分の需要が大量齊一でないかまたは安定していないかもしくは長期のもでないために、その需要が大量齊一で安定して長期にわたっている製品を生産していて、大工業の場合のような高い程度には機械または装置を使用することができない結果、一面において生産性がより低いために、高い賃金を支拂う能力がないとともに、他の一面において、高い賃金を支拂ってより、高い質の労働者を求める必要がないためだけではない。またそれと同時にすくなくともこれまでのわが國では中小工業が一般により、高い程度の技能を必要としない紡織業、衣服身廻品製造業、食料品製造業、木材木製品製造業、家具裝備品製造業などのいわゆる輕工業に比較的偏在していて、より、高い技能を必要としている第一次金屬製造業、輸送用機械器具製造業、石油石炭製品製造業、電氣機械器具製造業、化學工業、機械製造業、精密機械器具製造業などのいわゆる重化學工業

に比較的に少いために技能のより高い労働者を必要としていないことにもまた同様にもとづいていると言うことができる。

三

そこで最後に問題になることは最低賃金制度を実施した場合に中小工業がその存立を脅すことなしにその制定された最低賃金を支拂うことができるかである。

中小工業の賃金が大工業のそれよりも平均においてより低いことがこのようにその存立条件の結果、一面において大工業のそれと同一の高さの賃金を支拂う必要がないとともに、他の一面においてまた生産性が低いために大工業のそれと同一の高さの賃金を支拂う能力がないことにもとづいているとすると、一見した所では中小工業の存立を脅かすことなしには最低賃金制度を実施することができないように思われる。けれども最低賃金制度を実施することは必ずしも常に中小工業の存立を脅かすことになるとは限っていない。というのは中小工業がその存立を脅かすことなしに最低賃金を支拂い得るかどうかは、その最低賃金が如何なる額に決定されるかと、

それが如何なる方法で実施されるかと、それから最後に中小工業がそれに對應して生産性を高めることができるかどうかとに依存しているが、これまでに歐米諸國で行われてきたまた今日提案されているわが國の最低賃金法案に定められている最低賃金の決定原則によると、最低賃金の高さは中小工業の存立を脅かすようなものになるとは限ってはいないと同時に、また他の一面においてたとえ中小工業の賃金の支拂能力がその存立条件によって大きく制約されている生産性によって限られているとしても、この制約の内部で生産性を増進して賃金支拂能力を高める餘地がすくなくともこれまでのわが國の中小工業には明かに存在しているからである。

これまでに多くの國で行われてきたまた今日提案されているわが國の最低賃金法案に定められている最低賃金決定原則の一つは「生活賃金の原則」であるが、この生活賃金の標準はその國の經濟状態に應じて變化している。たとえばラウクがかれの「新産業革命と賃金」と題した著書の中で米國におけるこの發展について述べているように、この制度の發展の初期の段階では産業と國家とをその時に行われている低賃金の有害な効果から守る

(13) 最低賃金と中小工業

ためにそれよりは減じ得ない最低賃金が要求されたが、この最低賃金は最初は生活の「生存水準」として知られていた。それは産業労働者とかれの家族との最低の生理上の必要物を支給する以上のものではなかった。それは平均の被用者とかれの家族とを貧困と生活保護とを一寸超えた水準で扶養するのに足りる賃金であった。ところが米國が第一次世界大戦に参加した直前の数年の間にはこの水準が引上げられて、賃金労働者とかれの家族との單なる動物的生存だけしか與えないのは非人道的反社會的であると聲明された。最低賃金は平均の労働者とかれの家族とを健康と穩當な享樂との基礎の上で扶養するのに足りるものでなくてはならないと主張されたが、この主張は一九一七年に承諾されて、ただ労働者とかれの家族との肉體上の必要だけではなくて、またある程度の保養、いくらかの讀書、保健のための必需品、社交のための見苦しくない服装、最低額の生保健康保険のような社會的必要を充たす水準が最低賃金の標準と認められるようになった。

またその後も最低賃金の標準を引上げる運動が行われ、ただ不熟練労働者とかれの家族とに對して健康と程

よい安樂との標準だけしか保證しないとされる所得を與えるのでは充分ではなくて、かれが失業と疾病と癩疾と養老と死亡とに對してかれ自身とかれの家族とを守るために貯蓄のための剩餘所得を得ることが等しく重要であると主張されて、その結果一九二二年以來の労働者が家族を持ってかれの子供のために相當の教育を與え自己の能力を發達させる外になお疾病、失業、死亡のための貯蓄の餘裕のあるいわゆる貯蓄水準が最低賃金の標準になつてゐる。

またたこれまでに多くの國で行われてきた今日わが國で提案されている最低賃金法案にも定められている最低賃金決定の原則には、なおこの「生活賃金の原則」の外に「同一労働同一賃金の原則」と「事業の負擔能力との原則」とがあるが、この「同一労働同一賃金の原則」はこの場合には「その業の通常の仕事を行つていて工場で働いている平均熟練度のその職業の労働者にその地域で一般に支拂われている賃金額」を家内労働者の最低賃金を支拂うことを意味して、わが國の最低賃金法案ではこの原則にもとづいて、「一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者とこれを使用する使用者とが最低

賃金の適用を受ける場合には、当該の委託者と家内労働者とに適用する最低賃金を当該最低賃金との均衡を考慮して決定される」ことになっている。また「事業の負擔能力の原則」にもとづいて決定する場合には、最低賃金は「どの雇主もかれの事業を放棄することにならない額」または「その業のより評判のよい雇主がかれは事業を放棄することにならないと思われる額」に決定されることになっていて、わが國の最低賃金法案でも「通常の事業の賃金支拂能力を考慮して定めなくてはならない」ことになっているので、この最後の原則にもとづいて最低賃金が決定される場合には、最低賃金制度を実施してもそのために中小工業が著しくその存立を脅かされることにはならない。

また最低賃金制度實施の方法には全國一律と最低賃金委員會制とがある。今日のわが國では社會黨と總評とが全國一律制を全勞が産業別地域別の最低賃金制を主張しているのに對して、最低賃金法案には賃金審議會制と業者間協定制とが規定されているが、これらの中で最低賃金委員會制の場合には必要に應じて如何なる産業についても最低賃金を制定することができる。また全勞の主張

しているように産業別地域別に最低賃金を決定する場合にもすべての産業について最低賃金が制定されることになる。それから業者間協定によって最低賃金が制定される場合にも同様に如何なる産業にも最低賃金が制定されると思われるが、それに反して全國一律制を実施する場合には前述の産業別の大きい賃金較差から見て明かであるように、賃金のもっとも低い被服身廻品製造業などの労働者だけしか最低賃金の適用を受けないことになって、賃金のはるかにより、高い重化學工業の労働者にはまったく關係がないことになると思われる。パーンズはこれの「賃金と國家」と題した著書の中で「この制度は過少に支拂われている労働者をほとんど常に保護することにならない。法律に定められていて、賃金水準を超えてはいるが種々の理由で不満足である賃金を受けている労働者にはそれは影響しない」と述べている。この場合には最低賃金制度を実施したために中小工業がその存立を脅かされることになることがあるとしても、それは全産業の中のきわめて少數の産業においてだけしか中小工業の存立を脅かすことにはならない。

その上に他の一面でその決定された最低賃金を支拂う

中小工業の能力もけっして固定したものではない。すくなくともこれまでのわが國の中小工業について見ると、たとえその存立條件によって大きく制約されているとは言っても、中小工業の賃金支拂能力を制約している生産性を増進する餘地がけっして少くないことは明かである。これまでのわが國の中小工業の實際を見ると、なお家計と企業との間の區別さえ行われていないものが少いだけではなくて、この區別が行われている場合にも今日の米國などの中小工業の場合と異って記帳を行っているために企業の收支關係も採算状態も明かにされていなものも少なくないので、生産、販賣、仕入、労働などの各分野にわたって合理化を行って生産性を増進する餘地

が非常に多いにも拘わらず實際にそのように生産性を増進するための努力が行われていることが少い。そこで家計と企業との分離が行われ記帳が行われて企業の採算關係が明瞭になって、その結果生産、販賣、仕入、労働などの各分野にわたって合理化を行う努力が行われることになれば、それによって中小工業の生産性が著しく増進することになってより高い賃金を支拂い得ることになることは言うまでもない。この場合には最低賃金制度の實施によってたとえその支拂わなくてはならない賃金額が多くなつたとしても、中小工業がそのためにその存在を脅かされることにはならないと思われる。

(一橋大學教授)